

平成23年2月24日

報道機関各社

連絡先 明和町 危機管理室

担当者 潮谷、吉川

電話番号 0596(52)7110

1. 発表事項

「明和町避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル」の策定について

2. 目的

洪水、土砂災害、津波、高潮に対する避難を円滑に実施し、住民の被害の軽減を図ることを目的として、避難勧告等の判断基準、伝達方法について定めました。

3. 「明和町避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル」の概要

(1) 背景

平成16年度以降、全国で水害・土砂災害が多発し、多くの死者・行方不明が出た。この際、災害時要援護者対策へのあり方が問われるとともに以下のことが課題として挙げられた。

(ア) 避難情報を適切なタイミングで、適当な対象地域に発令できていない。

(イ) 住民への迅速確実な伝達が困難。

(ウ) 避難情報が伝わっても住民が避難しない。

これらのことから、避難勧告などの情報を発表する基準や避難情報の伝達方法などを定めるものである。

(2) 概要

- ・ 河川洪水、土砂災害、津波、高潮のそれぞれについて避難勧告等の判断基準、伝達文例、避難すべき地域を定める。
- ・ 避難準備情報、避難勧告、避難指示について、その特性に応じた判断基準を定める。
- ・ 自治会や消防団の活動、情報の伝達方法、災害時要援護者の避難対策にも言及。

4. 今後の取組み

- ・ 自治会、民生委員、社会福祉協議会、消防団等に周知を図る。
- ・ 防災関係機関で情報の共有化を図る
- ・ 必要に応じて判断基準・伝達方法等の見直しを行なう。

避難情報とその特性

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始する。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。